

再生可能エネルギー発電事業関係法令における住民意向の反映及び 安全基準等の規定を求める意見書

メガソーラー発電事業をめぐる、住民と事業者との間にトラブルの発生が見られる。トラブルの多くの要因は、土砂災害が想定される場所への施設設置に対する反対や施工不良等により火災が発生した場合、水を使用した消火活動では感電事故につながる恐れがあるがこれに対する消火設備や体制が不十分なこと、景観の阻害等によるものである。

しかし、多くの市民は、太陽光発電などの再生可能なエネルギーを活用した発電事業は、温室効果ガスの削減やエネルギー自給率の向上、化石燃料調達に伴う資金流出の抑制等の観点から必要な事業であり推進すべきものであるとの認識があり、適切な場所でしっかりとした安全意識の下での事業実施を拒んでいるわけではない。

よって、下記事項について法改正等の対応を強く要望する。

記

- 1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「FIT法」という。)における事業認定要件に住民意向の反映を明記する。
- 2 再生可能エネルギー発電施設整備に関わる関係法令に、施設整備における安全基準を明記する。
- 3 再生可能エネルギー電気事業が要因となった被災者への補償責務の確実な遂行のため、保険加入や信託等を電気事業者(既に稼働している事業者を含む。)の義務とする旨を法令等に明記する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

静岡県伊豆市議会

【提出先】 衆議院議長 大島 理 森
参議院議長 伊 達 忠 一
内閣総理大臣 安 部 晋 三
総務大臣 石 田 真 敏 殿
農林水産大臣 吉 川 貴 盛
経済産業大臣 世 耕 弘 成
環境大臣 原 田 義 昭